

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

長岡市教育委員会

作成・最終更新日

令和6年12月19日

担当部署

総務部庶務課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署	
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日			次回実施予定日
1	番号法別表第1 第8の項	保育園事務	子ども子育て支援システム 中間サーバー 統合宛名システム マイナポータルびったりサービス	○	R2.5.22	2025年	4月頃	基礎				子ども未来部 保育課
2	番号法別表第1 第10の項	乳幼児予防接種事務	健康管理システム	○	R2.5.22	2025年	4月頃	基礎				子ども未来部 子ども・子育て 課
3	番号法別表第1 第27の項	就学援助医療費支給 事務	就学援助システム	○	R2.5.22	2025年	4月頃	基礎				教育部学務課
4	番号法別表第1 第49の項	母子保健法関連事務	健康管理システム	○	R2.5.22	2025年	4月頃	基礎				子ども未来部 子ども・子育て 課
5	番号法別表第1 第56の項	児童手当の支給に関 する事務	児童手当システム	○	R2.5.22	2025年	4月頃	基礎				子ども未来部 子ども・子育て 課
6	番号法別表第1 第94の項	子ども・子育て支援制 度事務	子ども子育て支援システム 中間サーバー 統合宛名システム マイナポータルびったりサービス	○	R2.5.22	2025年	4月頃	基礎				子ども未来部 保育課
—	番号法別表第1 第8の項	児童発達支援事務	障害福祉サービスシステム	○								子ども未来部 子ども・子育て 課
—	番号法別表第1 第26の項	特別支援教育就学奨 励費事務	—	○								教育部学務課
—	番号法別表第1 第56の項	職員への児童手当又 は特例給付の支給関 係事務	人事給与システム	○								教育部教育総 務課
—	番号法別表第1 第101の項	低所得の子育て世帯 に対する子育て世帯 生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の 低所得の子育て世帯 分)支給事務	臨時給付金システム	○							【令和6年3月31 日評価終了】	子ども未来部 子ども・子育て 課
—	番号法別表第1 第101の項	子育て世帯への臨時 特別給付金支給事務	子育て世帯臨時特別 給付金システム	○							【令和5年3月31 日評価終了】	子ども未来部 子ども・子育て 課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
—	番号法別表第1 第101の項	令和4年度低所得の 子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親 世帯以外の低所得の 子育て世帯分)支給事 務	臨時給付金システム	○							【令和5年3月31 日評価終了】	子ども未来部 子ども・子育て 課
7	番号法別表第1 第101の項	出産・子育て応援ギフ ト事務	健康かるて 中間サーバー 統合宛名システム	○	R5.3.2	2028年	1月頃	基礎				子ども未来部 子ども・子育て 課
8	番号法別表第1 第101の項	子育て世帯家計支援 給付金支援事業(物 価高騰対応)事務	臨時給付金システム 中間サーバー 統合宛名システム (団体内統合利用番 号連携サーバー)	○	R6.1.5	2029年	1月頃	基礎			【令和6年3月31 日終了】 【令和9年3月31 日評価終了】	子ども未来部 子ども・子育て 課
9	番号法第9条第2 項	就学援助事務	就学援助システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R6.10.8	2029年	10月頃	基礎				教育部学務課

(別添1) システム概要図

情報提供ネットワーク
システム

インターフェースシステム

…個人情報を直接保有するシステム

…他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム

…個人番号にアクセスできないシステム

※システム間が点線の場合は媒体を介してやり取りを行っているもの

中間サーバー

統合宛名
(連携サーバー)

1 住民基本台帳

1 住基ネット

2 個人住民税

2 国税連携

2 eLTAX

2 申告受付

3 固定資産税

4 収納消込

4 滞納管理

5・教育2・教育4
健康管理

6・31・32 予防接種

7 身体障害者手帳

8・15・20・21・教育7
障害福祉サービス

9 精神障害者 保健福祉手帳

10 生活保護

11 軽自動車税

12・28・29・30
公営住宅管理

13 国民健康保険

13 国保連合会

14・27 国民年金

16 児童扶養手当

17 援護

18 後期高齢者医療

18 後期高齢者
医療広域連合会

19・25 介護保険

20 自立支援医療

21 補装具

22 日常生活用具

23 ひとり親医療

24 子ども医療

老人施設入所

33 臨時給付金

特別児童扶養手当

特別障害者手当

人事給与

教育1・教育6
子ども子育て支援

教育3 就学援助

教育5 児童手当

印鑑登録

選挙

下水道受益者負担金

法人住民税

26 重心医療

障がい者福祉サービス

老人医療

精神医療

妊産婦医療

高齢者福祉

農家台帳

就園奨励費補助金

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	中間サーバー、統合宛名(連携サーバー)、教育2・教育4 健康管理 ※教育委員会に該当しないシステムは、長岡市長計画管理書で記載
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	教育1・教育6 子ども子育て支援、教育3 就学援助、教育5 児童手当、教育7 障害福祉サービス ※教育委員会に該当しないシステムは、長岡市長計画管理書で記載

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	なし
ネットワークが論理的に分離しているシステム	※教育委員会に該当しないシステムは、長岡市長計画管理書で記載
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	※教育委員会に該当しないシステムは、長岡市長計画管理書で記載